

消 安 全 第 353 号
令和 7 年 10 月 2 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

リチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意喚起について（依頼）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、消費者庁では、別添 1 「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょうー 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー」及び別添 2 の啓発用チラシを消費者庁ウェブサイト※に公表することにより消費者への注意喚起を実施しました。

※ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_083/

また、「消費者庁 X（旧 Twitter）」において、本注意喚起に係る投稿を行っておりますことを申し添えます。

各地方公共団体におかれましては、リチウムイオン電池使用製品での発熱・発火等事故防止のため、リチウムイオン電池使用製品の使用・廃棄の際のポイントや啓発チラシ等について、管内の市区町村へ周知いただくとともに、上記投稿のリポストや啓発用チラシの御活用等、消費者への周知・啓発に御協力をお願いします。

< 本件問合せ先 >

消費者庁消費者安全課 事故情報対応班

TEL : 03-3507-9137（直通）